

学校感染症発生時の対応

学校保健安全法第19条には「校長は、感染症（下記参照）にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」とあります。

※「疑い」で報告があった場合も「出席停止」とする。



学校感染症の出席停止基準

第1種 … 治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、中東呼吸器症候群（MARS）特定鳥インフルエンザ（H5N1 および H7N9）

第2種 … 感染症別に以下のとおりとする

病名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹（頬の腫れ）が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第3種 … 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など）

「学校保健安全法施行規則」（1958年6月制定、2023年4月最終改正）

出席停止措置の流れ

保護者 → 連絡を受けた職員 → 担任・養護教諭・学年 → 校長・教頭 → 教育委員会

※休日に連絡を受けた場合、休日の時点で職員へ共有する。